容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

○財務省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号（**令和八年三月三十日**日）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　　正　　後

特定分別基準適合物	比　　率
［略］	［略］
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八・四四
［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三・五一

改　　正　　前

特定分別基準適合物	比　　率
［略］	［略］
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八七・七〇
［略］	［略］
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二・九九

備考　表中の［　］は注記である。